

【公告内容】

1 業務概要

(1) 業務委託名

受付管理システム構築業務委託

(2) 目的及び概要

本市における受付管理システム（以下「現行システム」という。）は、庁内の情報ネットワークシステム上で稼働しており、通報案件の受付、情報集約を行うものである。当該システムは、令和7年（2025年）9月に現行システムのパッケージ保守期限を迎えることに伴い実施する「熊本市次期土木積算システム」への移行に合わせ、同一基盤上で稼働している現行システムも移行を検討するものである。現行システムは、Excel との併用で運用が煩雑化しており、職員の運用負担が生じている。

そこで、資料2「熊本市受付管理システム構築業務委託基本仕様書」に示す基本方針のもと、受付管理システムを再構築するものである。

(3) 業務内容

資料2「受付管理システム構築業務委託基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）による。

(4) 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）9月30日まで

(6) 提案上限額

9,990千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限値を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局維持管理部水道維持課

電話 096-381-5610（直通）

メールアドレス suidouiji@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年（2025年）2月14日（金）	実施公告
令和7年（2025年）2月26日（水） 午後5時まで	仕様書等交付申請書等の 交付期間
	仕様書等の交付期間
	参加表明書等の提出期限

令和7年（2025年）2月28日（金）	参加資格決定通知発送
令和7年（2025年）3月4日（火）	質問書の提出期限
令和7年（2025年）3月12日（水）午後5時まで	技術提案書等の提出期限
令和7年（2025年）3月18日（火）予定	ヒアリング審査
令和7年（2025年）3月21日（金）予定	選定結果通知発送

※ ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する可能性がある。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 単独事業者として参加をしようとする場合

熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条の参加資格者名簿又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条の参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和7・8年度（2025・2026年度）熊本市業務委託契約等又は熊本市上下水道局業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。

オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期

間中でないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

ク 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。

ケ 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

コ 国または地方公共団体から直接受注した業務として、過去5年以内に履行が完了した、本業務と類似する同種システムの導入実績（開発中のものは除く）を有すること。

サ 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せてオの要件を全て満たす者であること。

(2) 共同企業体として参加をしようとする場合

共同企業体として熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 共同企業体の代表構成員が満たすべき条件

(ア) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参加資格者名簿又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条の参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和7・8年度（2025・2026年度）熊本市業務委託契約等または熊本市上下水道局業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(ウ) 会社更生法第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(エ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。

- (カ) 熊本市から指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (キ) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (ク) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (ケ) 過去３年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と管理者が認めるものでないこと。
- (コ) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (サ) 国または地方公共団体から直接受注した業務として、過去５年以内に履行が完了した、本業務と類似する同種システムの導入実績（開発中のものは除く）を有すること。

イ 共同企業体のその他の構成員が満たすべき条件

- (ア) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第５条に規定する参加資格者名簿又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第７条の参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和７・８年度（２０２５・２０２６年度）熊本市業務委託契約等または熊本市上下水道局業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。
- (イ) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。
- (ロ) 会社更生法第１７条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法第２１条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (ハ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第３条第１号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第３条第１号の規定に該当しないこと。
- (ニ) 熊本市から指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (ヒ) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (フ) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (ヘ) 過去３年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と管理者が認めるものでないこと。
- (ホ) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

ウ 共同企業体結成にあたっての条件

- (ア) 本件プロポーザルに共同企業体として参加表明書を提出した場合、その構成員は単独事業者として、参加表明書を提出することはできない。
- (イ) 共同企業体の構成員は、当該業務に関して複数の共同企業体の構成員となることはできない。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等交付申請書等の交付期間及び方法

令和7年（2025年）2月14日（金曜日）から令和7年（2025年）2月26日（水曜日）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送または伝送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

(2) 仕様書等の交付期間及び方法

令和7年（2025年）2月14日（金曜日）から令和7年（2025年）2月26日（水曜日）まで（休日を除く。）。

仕様書等の交付は、2の担当部局において「仕様書等交付申請書（様式第1号）」による申請後、交付する。仕様書等交付申請書は、持参または郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

また、郵送による交付申請の場合は、送付先を記入した送付用封筒（角2サイズ相当）に送付用切手（簡易書留でA4サイズ用紙20枚程度及びCD-R1枚相当分）を貼付し同封すること。なお、仕様書等交付申請書に記載された申請者及び所在地以外（転送不可）へは送付しない。

熊本市上下水道局ホームページ又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(3) 仕様書等の取扱条件

ア 5(2)で交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに情報取扱責任者通知書（様式第2号）により管理者へ通知すること。また、本作業を行うにあたって申請者と共に作業を行う者（以下「関連事業者」という。）がある場合は、同様に通知すること。

イ 申請者及びアで通知した関連事業者以外に仕様書等の情報を漏らしてはならない。

ウ 本件に関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱いに関する必要な事項を周知し、遵守させること。

エ 交付された仕様書等について譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及びアで通知した関連事業者のうちで本件に関する業務に必要と認められる範囲でかつ、必要最小に限り複写のみすることができるものとする。

オ 交付された仕様書等の受領後、本件に参加しない場合は速やかに返却すること。

(4) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書（様式第3号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第4号）

(ロ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第5号）

(ハ) 同種業務実績調書（様式第6号）

（同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

(ニ) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

(ホ) 利用サービス等確認書（様式第7号）

イ 提出期限

令和7年（2025年）2月26日（水曜日）午後5時まで。

郵送する場合は、令和7年（2025年）2月26日（水曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者

(熊本市上下水道局 維持管理部 水道維持課) 宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式第3号から第7号については、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(オ)の書面が添付されていない場合は、実績を有しているとは認めない。

また、ア(オ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合としてプロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書(様式第4号)中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(1)オに規定された要件を満たさない場合は参加資格がないものとする。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)は、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第8号）に記載し、2に示す担当部局の電子メール宛に提出すること。ただし、送付後は2の担当部局に示す電話番号に連絡すること。なお、電子メールの表題は「【受付管理システム構築業務委託】に関する質問（事業者名）」とすること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）2月14日（金曜日）から令和7年（2025年）3月4日（火曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）3月7日（金曜日）までに開始し、令和7年（2025年）3月18日（火曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が2者に満たない場合の措置

プロポーザルに参加する者がいない、又は1者の場合には再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

10 技術提案書等の提出

5(5)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、技術提案書及びその他の必要書類（以下「技術提案書等」という。）を提出するものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、開庁日（休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。また、郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）3月12日（水曜日）午後5時まで。郵送する場合は、令和7年（2025年）3月12日（水曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 郵送先

〒860-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水道維持課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「技術提案書在中」を明記すること。

(4) 辞退

技術提案書を提出後に、辞退を申し出る場合は、その旨を書面で提出すること。(様式第13号)

(5) 提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたり、必要な事項を以下に定める。

ア 提出書類・部数

下表「提出書類一覧」の書類等を作成し、所定の期日までに持参もしくは郵送にて提出すること。

(ア) 正本 1部

添付書類を含め、参加者名が分かるもの。

(イ) 副本 7部

添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。

業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば社名をA社などとする(押印不要)。

(ウ) 電子データ

正本及び副本とも、それぞれ電子データ(CD-ROM又はDVD-ROMによること。)も提出すること。また、電子媒体は最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い、提出すること。

表 提出書類一覧

No.	提出書類	
1	提案書提出書	様式第9号
2	技術提案書	任意様式
3	システム機能要件対応表	別紙1-2
4	システム帳票要件対応表	別紙1-3
5	【構築費用】参考見積書及び内訳書	任意様式
6	【運用保守費用】参考見積書及び内訳書 (年度毎(R7年度～R12年度))	任意様式
7	業務実施体制調書	様式第10号
8	業務実績書	様式第11号
9	(参考) 運用保守にかかる確認書	様式第12号
10	提案書記述項目一覧 ※提案書ページを記入したもの	別紙1-1

イ 提案書の作成について

技術提案書の作成にあたっては、基本仕様書を尊重し、方針・手法・効果等について詳細に記載した技術提案書を作成すること。

また、作成においては、次に掲げる項目や別紙 1－1「提案書記述項目一覧」に示す項目について必ず記載することとし、項目ごとに見出しをつけること。あわせて、別紙 1－1「提案書記述項目一覧」の G 列「提案書ページ（事業者記入欄）」に項目に該当する提案書ページを記載し、提案書と併せて提出すること。技術提案書には目次及び章単位の頁番号を付すこと。

ウ 留意事項

- (ア) 提出書類等の規格は A 4 版片とじ・両面とする。A 4 サイズより大きな書類がある場合は A 4 サイズに折り込むこと。
- (イ) 技術提案書は、20 頁以内、A 4 片とじ・両面印刷 10 枚で作成すること。指定する頁数を超えている場合は、超えた頁数の部分は評価しない。また、ファイル形式は指定しない。
- (ウ) 技術提案書に記載する文字の大きさは 12 ポイント以上とすること（図、表については、10 ポイント以上とする）。規程のポイント未満の文字を使用して作成している場合、その評価項目から減点する。
- (エ) 技術提案書の作成にあたっては、出来得る限り独自の素材を用いて作成すること。ただし、下記の本市ホームページなどに掲載している素材については、本業務の技術提案書作成に限り、ダウンロードし、使用することができるものとする。また、選考委員が評価しやすいよう文字の大きさやレイアウト等に留意すること。

【参考】

熊本市ホームページ：<https://www.city.kumamoto.jp/>

熊本市上下水道局ホームページ：<https://www.kumamoto-waterworks.jp/>

- (オ) 参考見積書及び内訳書は、本業務と運用保守に係る費用（（仮称）受付管理システム保守・運用支援業務委託）の 2 つの業務について、作成すること。

1.1 技術提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時及び実施場所

令和 6 年（2024 年）3 月 18 日（火曜日）（予定）

時間・会場等の詳細は、別途プロポーザル参加者に通知する。

(2) 実施体制

対面での実施とする。

プレゼンテーション及びデモンストレーションの参加者は 5 名までと

し、原則として、技術提案書に記載した業務遂行責任者が行うこと。ただし、必要な場面に応じて、実施体制に記載のある者に代わることも可とする。

(3) 実施時間

実施時間はプレゼンテーション（デモンストレーション含む）３０分、質疑応答１０分の計４０分（時間厳守）とする。なお、準備時間は含まない。

(4) 実施環境

プロポーザル参加者は、本市で用意する６５インチモニター（１台）を使用し、プレゼンテーションを実施すること。また、デモンストレーションに必要な機器等はプロポーザル参加者にて用意すること。

(5) 実施内容

プレゼンテーションは提出した技術提案書又は技術提案書に準ずる資料に沿ってポイントを絞った説明を行うこと。

デモンストレーションにおいては、以下のシナリオ内容に沿って実施すること。また、実施に必要なサンプルデータを事前に用意しておくこと。②③は、①の流れに含めて説明すること。

シナリオ	シナリオ内容
① 入力～出力	・ サンプルデータを用いて、受付情報入力～情報修正～帳票出力の手順 ・ 入力情報の集計の手順（表化）
② 画面レイアウト	・ 画面インターフェースの概要 ・ 各種帳票発行に係る処理手順
③ エラー発生時・ヘルプ	・ 誤入力やエラー発生時の動作（エラーメッセージ等の画面表示など） ・ ヘルプ参照等、操作不明時の支援機能

(6) 留意事項

ア プレゼンテーション及びデモンストレーションは、非公開とする。

イ プレゼンテーション及びデモンストレーションに際しては、提出された技術提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時に追加資料は受理しない。

ウ プレゼンテーション及びデモンストレーションを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等、管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度管理者が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、本件プロポーザル参加

者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「受付管理システム構築業務委託受託事業者選考委員会設置要綱」に基づく「受付管理システム構築業務委託受託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において行う。

(2) 審査の基準及び方法

別紙1－4「契約候補者決定基準書」によるものとする。

(3) 契約候補者への通知

審査結果については、全プロポーザル参加者に対し書面により通知する。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当部局での閲覧及び熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにより公表するものとする。

1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 仕様の詳細に係る協議

(1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても15(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

16 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
 - 熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。
 - ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
 - イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と管理者が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
 - ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。
- (3) 契約書（案）
 - 熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。
- (4) 参加表明書等に関する事項
 - ア 提出期限までに参加表明書等及び技術提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - イ 参加表明書等及び技術提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
 - エ 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、参加資格の確認及び

提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び技術提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 技術提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該技術提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

ク 基本仕様書は本業務のあらましを示すものであり、業務の内容の詳細については、契約候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。

ケ 参加手続きを行った後、都合により技術提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第13号）を提出すること。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者の参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知について理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする

(7) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）

(8) 提案時に提出された見積額は、本業務の提案上限額以内で業務を実施可能であるか判断するためのものであり、契約金額とは異なる。